

全日本吹奏楽コンクール予選  
全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門予選  
東日本学校吹奏楽大会予選  
西関東吹奏楽コンクール予選  
西関東小学生バンドフェスティバルステージ部門予選  
**山梨県吹奏楽コンクール実施規定**

## 第1章 総 則

### 第 1 条 〈名 称〉

第〇回全日本吹奏楽コンクール予選、第〇回全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門予選、  
第〇回東日本学校吹奏楽大会予選、第〇回西関東吹奏楽コンクール予選、第〇回西関東小学生バン  
ドフェスティバルステージ部門予選、第〇回山梨県吹奏楽コンクール（以下、コンクールという）  
という。

### 第 2 条 〈主催団体〉

山梨県吹奏楽連盟とする。

### 第 3 条 〈共催団体〉

朝日新聞社、山梨県教育委員会、アドブレーン・共立・N T T ファシリティーズ共同事業体とする。

### 第 4 条 〈後援団体〉

開催市町村教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

### 第 5 条 〈開催期日〉

理事会において決定し、原則として、西関東吹奏楽コンクールの約 2 週間前までに実施する。

## 第2章 実施部門及び人員

### 第 6 条 〈実施部門〉

1 小学生部門	東日本学校吹奏楽大会・西関東吹奏楽コンクール予選 全日本・西関東小学生バンドフェスティバル予選
2 中学生部門Aの部	全日本・西関東吹奏楽コンクール予選
3 中学生部門Bの部	東日本学校吹奏楽大会・西関東吹奏楽コンクール予選
4 中学生部門Cの部	山梨県吹奏楽連盟独自
5 高等学校部門Aの部	全日本・西関東吹奏楽コンクール予選
6 高等学校部門Bの部	東日本学校吹奏楽大会・西関東吹奏楽コンクール予選
7 高等学校部門Cの部	山梨県吹奏楽連盟独自
8 大学部門	全日本・西関東吹奏楽コンクール予選
9 職場・一般部門	全日本・西関東吹奏楽コンクール予選

### 第 7 条 〈Cの部〉

Cの部については、教育的配慮の中で生まれた本連盟独自の部門であり、小編成バンド並びに初級  
バンドへの奨励とその育成を図るためのものである。その参加については、中学生及び高等学校と  
して加盟登録された団体のみとする。合同での出場も認め、その形態についても特に定めない。ま  
た、同一学校から 2 チームまでの出場を認めるが、中学生 B ・ 高等学校 B の部との同時出場は認め  
ない。

## 第 8 条 〈参加人員〉

### 1 小学生部門

・・・自由

※ただし西関東吹奏楽コンクール小学生部門及び  
東日本学校吹奏楽大会小学生部門は人数の制限  
はないが、西関東小学生バンドフェスティバル  
ステージ部門及び全日本小学生バンドフェスティバル  
ステージ部門は65名以内となる。

### 2 中学生部門

・・・Aの部：50名以内、Bの部：30名以内

### 3 高等学校部門

・・・Aの部：55名以内、Bの部：30名以内

### 4 Cの部

・・・自由

### 5 大学部門

・・・55名以内

### 6 職場・一般部門

・・・65名以内

(注) 指揮者はこの人員に含まれない。参加人員は申込人数を超えることはできない。

## 第3章 資格

## 第 9 条 〈参加資格〉

参加資格を有する団体は、連盟規約第3章第6条の規定により、山梨県吹奏楽コンクール参加申込締め切り日までに登録された加盟団体であること。及び、実行委員会の指定する参加申し込みや、事前の打ち合わせ抽選会を不備なく済ませた団体であること。

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。尚、下記の1、2、3項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

### 1 小学生部門

構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

#### ① 単独校

同一小学校に在籍している児童により編成された団体。

#### ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる児童の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

#### ③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体で、本連盟に加盟登録されている団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※<sup>1</sup>小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

### 2 中学生部門Aの部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内的小学生<sup>※1</sup>の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

#### ① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

#### ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる生徒の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体で、連盟に加盟登録されている団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※<sup>2</sup>中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学校部に在籍する生徒をいう。

3 中学生部門Bの部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める。（ただし、全日本吹奏楽コンクールにつながる部に出場している団体は、この部には出場できない。）

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる生徒の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体で、連盟に加盟登録されている団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

4 高等学校部門Aの部

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営学園内の小学生・中学生の参加は認める。)

5 高等学校部門Bの部

構成メンバーは、本連盟に加盟する高等学校に在籍している生徒とする。  
(本連盟に加盟する小学校児童・中学校生徒の参加は認める。ただし、全日本吹奏楽コンクールにつながる部に出場している学校は、この部には出場できない。)

6 Cの部

構成メンバーは、本連盟に加盟する中学校・高等学校に在籍している生徒とする。  
(本連盟に所属する小学校児童の参加は認める。)

7 大学部門

構成メンバーは、同一大学、または同一高等専門学校に在籍している学生（大学院生も含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

8 職場・一般部門

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび、職業演奏家の参加は認めない。

[職場部門構成メンバー]

同一経営の会社、工場、事務所、官庁などで、経営者又は組合などの認可を得て設立されている団体で、構成メンバーは、その勤務先に常時勤務している者とする。（ただし、職業演奏家は認めない。）

[一般部門構成メンバー]

一般部門の団員資格は自由とする。（ただし、職業演奏家は認めない。）

第10条（構成メンバー）

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は、同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち換えは認める。

## 第11条 〈指揮者〉

- 1 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。
- 2 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。
- 3 小学生部門・中学生部門を除き、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。ただし、高等学校部門Aの部とCの部で同一校出場の場合、その限りではない。

## 第12条 〈資格喪失〉

参加者の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第4章 演奏及び演奏時間等

### 第13条 〈編成〉

編成は次のとおりとする。

- 1 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- 2 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスター・ハープの使用は認める。エレキベースの使用は認めない。
- 3 小学生部門の自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスター・エレキベース・ハープの使用は認める。
- 4 自由曲で歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

### 第14条 〈演奏曲〉

- 1 課題曲1曲及び自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし、小学生、中学生B、高等学校B及びCの部は、自由曲のみとする。なお、課題曲は楽譜通りに演奏すること。
- 2 課題曲は、各部門とも指定された中から1曲を選んで演奏する。

#### 【付帯事項】

編成人数に満たない場合（課題曲で使用されているパートに欠員が生じている状態）は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。

### 第15条 〈著作権〉

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずに出演することは認めない。

### 第16条 〈演奏時間〉

課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学生部門、中学生部門Bの部・高等学校部門Bの部は7分以内とし、Cの部は5分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。また、自由曲のみの部は、演奏開始から終了までの時間をいう。なお、演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

## 第5章 出演順・審査員及び表彰

### 第17条 〈出演順〉

コンクールの打ち合わせ・抽選会において決定する。部門の順序は、理事会において決定する。

### 第18条 〈審査員〉

理事会で推薦し、理事長が委嘱する。また、審査員の数は、5名以上とする。なお、審査の方法は、別に定めた山梨県吹奏楽コンクール 審査に関する規定による。

## 第19条 〈参加料〉

参加団体は参加料として、会場費（小学生部門￥20,000 中学生A・高校A部門￥25,000 中学生B・高校B部門￥20,000 C部門￥10,000 [1チームにつき] 大学・職場一般部門￥1,000×出場人数）と、著作権負担金（￥700 1チームにつき）をコンクール実行委員会へ納入する。合同で参加する場合、上記の参加料に加え、2校目以降は1校につき￥2,000を負担する

## 第20条 〈規定審査〉

コンクールの実施規定に違反のあった場合は、その都度規定審査会の協議を経た上で、処分を受ける対象となる。

## 第21条 〈規定審査会〉

規定審査会は、コンクール規定に明らかな違反が認められた場合、その処分等の対象を協議する会である。

## 第22条 〈規定審査会の構成〉

規定審査会の組織は、審査員・正副理事長・事務局長・第一事業部長、及び規定審査実行委員により構成する。

## 第23条 〈表彰〉

審査の結果により、Cの部については、原則として優秀賞・優良賞・奨励賞のいずれかを贈るものとし、その他の部門については、原則として金賞・銀賞・銅賞・奨励賞のいずれかを贈るものとする。但し、コンクール実施規定第16条に定められた演奏時間を超過した団体には、別に努力賞を贈る場合もある。

## 第6章 県の代表推薦

### 第24条 〈推薦〉

- 各部門の出演団体から、連盟より推薦を受けた団体は、西関東吹奏楽コンクールに山梨県代表として出場する資格が与えられる。
- 西関東吹奏楽コンクールの出場順については、新たに抽選して決定する。

## 第7章 罰則

### 第25条 〈処分〉

実施規定等に違反したと認められた場合は、規定審査会の協議を経た上で、理事長が失格などの処分を下すことができる。

## 第8章 細目等

### 第26条 〈実行委員〉

コンクールの準備運営は、別に定めた細則により、第一事業部を中心に組織された実行委員会が担当する。また、実行委員長は原則として第一事業部長が務める。なお、コンクールに参加する団体は、必ず1名以上（顧問・指導者）を実行委員として実行委員会に派遣しなければならない。

## 第9章 附 則

### 第27条 〈附 則〉

本実施規定は、原則として全日本吹奏楽コンクールの実施規定に準拠する。

また、本規定は、必要に応じ理事会の議決により改正することができる。

1. 昭和58年4月30日一部改正、第23回・コンクールより施行する。
2. 本規定は、平成11年5月1日に一部改正施行する。
3. 本規定は、平成15年4月27日に一部改正施行する。
4. 本規定は、平成17年4月24日に一部改正施行する。
5. 本規定は、平成18年4月22日に一部改正施行する。
6. 本規定は、平成20年4月27日に一部改正施行する。
7. 本規定は、平成21年4月26日に一部改正施行する。
8. 本規定は、平成22年4月25日に一部改正施行する。
9. 本規定は、平成23年4月24日に一部改正施行する。
10. 本規定は、平成26年4月27日に一部改正施行する。
11. 本規定は、平成28年4月24日に一部改正施行する。
12. 本規定は、平成31年4月21日に一部改正施行する。
13. 本規定は、令和2年4月26日に一部改正施行する。
14. 本規定は、令和4年4月24日に一部改正施行する。
15. 本規定は、令和5年4月23日に一部改正施行する。
16. 本規定は、令和6年4月21日に一部改正施行する。
17. 本規定は、令和7年4月27日に一部改正施行する。